

補助申請ができるかどうかチェック！

該当する方に○

現在、精神障がい者を雇用しているか	はい	いいえ
その障がい者の1週間の所定労働時間（※）は20時間以上か	はい	いいえ
その障がい者を雇用してから1年経っていないか （例）雇用開始日が平成31年4月1日の場合、令和2年4月1日までは1年以内	はい	いいえ
主たる事業所及びその障がい者が在籍している事業所が神奈川県内にあるか	はい	いいえ
常時雇用する従業員の数は45.5人以上100人未満か	はい	いいえ
社内に障がい者の相談にのったり、仕事の指導をしたりする係の人（=職場指導員）がいるか	はい	いいえ
特例子会社ではないか	はい	いいえ
◎小売業の場合のみ 資本金額は5,000万円以下か	はい	いいえ



すべて「はい」の場合は、補助申請できる可能性が高いですが、国の助成対象である障がい者は対象にならないなどの条件もあります。

詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

（※）所定労働時間・・・始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間